

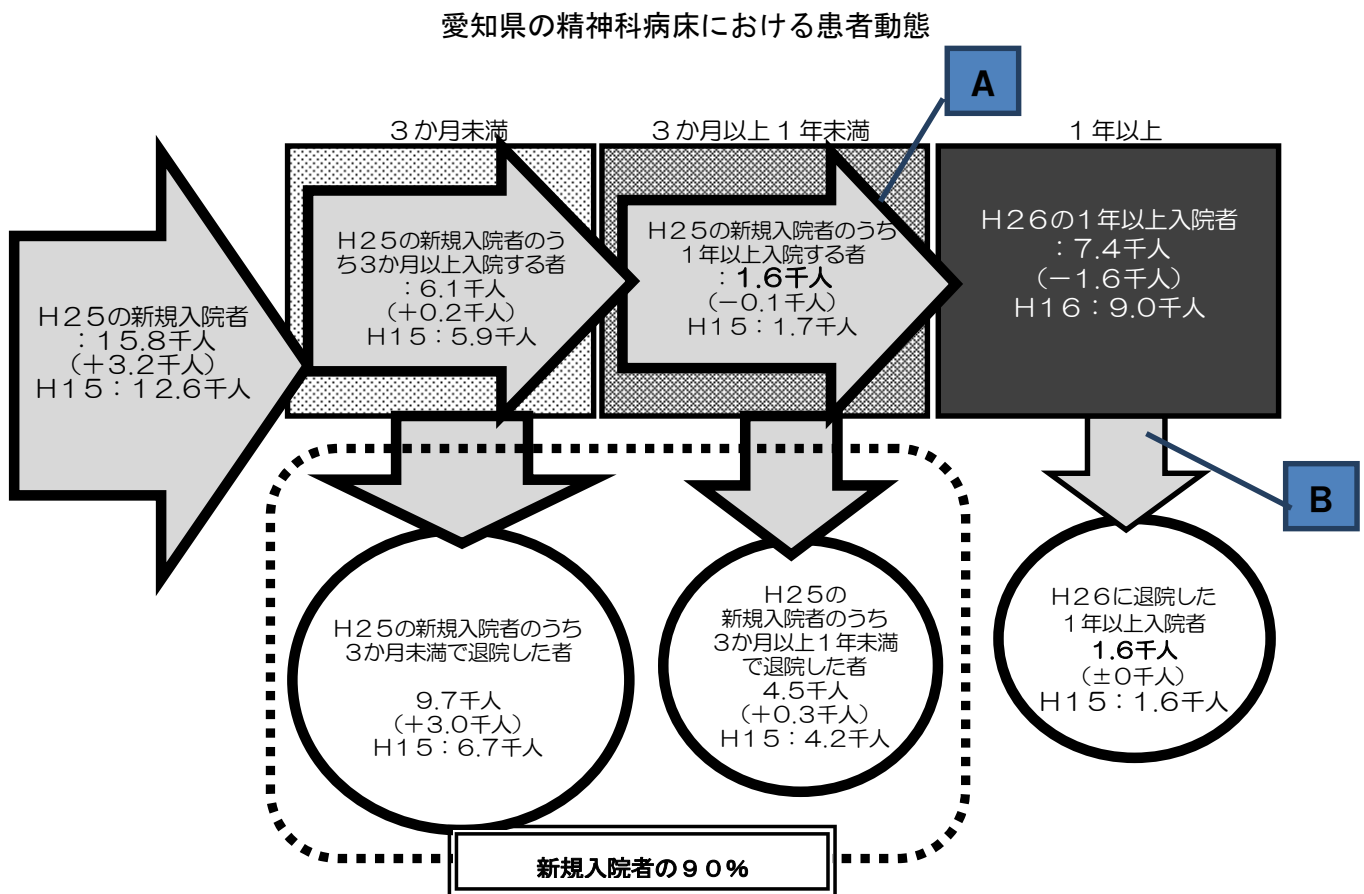
精神障害者地域移行支援の取り組みについて

1. 背景

平成 26 年 3 月に告示された「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」の前文では、今後の精神障害者施策（保健・医療・福祉）の方向性として、「**入院医療中心の精神医療から、精神障害者の地域生活を支えるための精神医療へ**」と転回を図り、精神障害者が**地域社会の一員として安心して生活できるように**することを目指すことが示されている。

2. 現状

愛知県の精神科病床における患者の動態（推計値）を見ると、1 年以上の長期入院患者のうち年間約 1,600 人が退院し（矢印B）、同時に同じく約 1,600 人の新規の長期入院者が発生しており（矢印A）、結果として出・入が均衡し、長期入院者の総数がほぼ一定という状況になっている。



（データ出典：厚労省「精神保健福祉資料」平成 16 年度（公表値）、同平成 26 年度（県集計による暫定値）より推計）

3. 今後の対応

（1）基本的方向性

精神障害者の地域移行を着実に進めるためには、いわゆる「**ニューロングステイ**」の予防（=**矢印Aを細くする**）と、**長期入院の解消**（=**矢印Bを太くする**）の両面が必要である。

この点に関して、「第 4 期愛知県障害福祉計画」（計画期間：平成 27～29 年度）の目標値との対応関係を示せば次表のとおりである。

第4期愛知県障害福祉計画の各指針のねらいと目標値、及び現状

ねらい	平成29年度時点の目標値	平成26年度における愛知県の現状 (目標達成のための必要値)
(A)ニューロング ステイの予防 = 矢印Aを細く	(1)入院後3か月時点の 退院率を64%以上とする (2)入院後1年時点の 退院率を91%以上とする	(1) 61% (+3%の上昇) (2) 90% (+1%の上昇)
(B)長期入院の 解消 = 矢印Bを太く	※数値目標は示されていない。	H26に退院した1年以上入院者 推計約1,600人 (一)
(A)+(B)により 長期在院者の総数を 減らす	(3)在院期間1年以上の長期 在院者を平成24年よりも 18%以上減少させる	(3) 長期在院者数 7,401人 (6,277人以下にする)

(2) 課題と方策

①ニューロングステイの予防

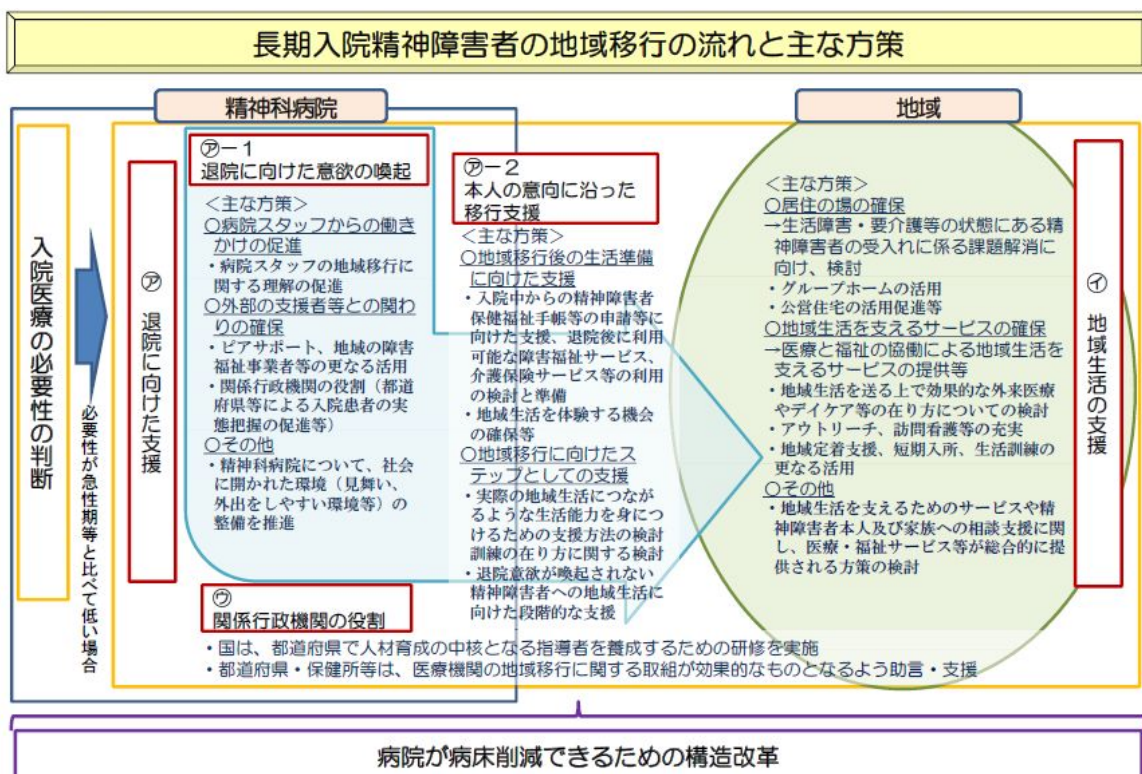
改正精神保健福祉法によって、精神科病院管理者には、医療保護入院者の退院促進のために以下の措置をとる責務が新たに加わった。

- **退院後生活環境相談員**の選任義務。平成26年4月1日時点の医療保護入院者全員に選任。
- **地域援助事業者**(相談支援専門員・介護支援専門員のいる事業所)紹介の努力義務化。
- 平成26年4月1日以降に入院した在院期間1年未満の医療保護入院者について、**医療保護入院者退院支援委員会**の開催義務。平成26年3月31日以前の入院者及び在院期間1年以上の入院者については任意開催。

これによって、新規医療保護入院者の退院支援の制度は一定の整備が図られたといえるが、その実効性を高めるためには、従来以上に医療と福祉の連携強化を図ることが求められる。

②長期入院の解消

長期入院解消については、国の障害福祉計画の中で目標値が示されていない。しかし、平成26年7月14日に公表された「**長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性**」において、長期入院解消の方策が下図のように整理された。



その柱となるのは、入院患者本人の退院意欲を喚起すること、入院中から積極的に障害福祉サービス・介護保険サービスを利用して、地域移行の準備を進めること、それと並行して地域で居住の場を確保すること、さらに退院後の地域生活を支える医療・福祉サービスの提供体制を確保すること等であり、**都道府県は、それらの取組が効果的なものとなるよう助言・支援**をしていくことが求められている。

なお、本県では今年度、過去に地域移行支援の実績がない市町村に対して、保健所、一般相談支援事業所等と連携をとり、年度内に1件以上の実績を挙げるよう協力を求めている。

③重点施策：2つのポイントと3つの取組

以上のことを踏まえ、県としては次表に掲げるポイントと取組に力点を置き、事業展開を図ることとする。

県として今後の地域移行支援を進める上でのポイントと具体的取組

2つのポイント	3つの取組
(1) 短期～長期入院者の地域移行・地域定着を促進するための 医療と福祉の連携強化	(1) 医療と福祉双方の関係者を対象とする合同研修会を開催する
	(2) 医療と福祉の連携の結節点となる、保健所・地域アドバイザー・基幹相談支援センター等の各機関の役割を整理し、地域移行をコーディネートする仕組みを地域に作る
(2) 主として長期入院者の退院を可能とするための 受け皿づくり	(3) グループホームの積極的整備を図る

4. 今後の取組

(1) 医療と福祉双方の関係者を対象とする研修会の開催

平成26年度は、愛知県と名古屋市が共同で、「医療・福祉の連携による地域移行支援」をテーマとした研修会を、10月と1月に開催した。開催に当たっては、企画段階から愛知県精神保健福祉士協会、愛知県相談支援専門員協会の協力を求め、延べ受講者は計244名に達し、県内の全圏域から参加が得られた。

引き続き平成27年度も、医療と福祉の連携による地域移行支援・地域定着支援をテーマにした研修を10月と2月に開催予定である。

(2) 地域移行をコーディネートする仕組みづくり

平成27年度は、各保健所で実施している地域体制整備活動を、①病院と地域援助事業者の仲介・紹介、②管内の広域的な地域移行体制整備及び連携推進、③関係機関とともに相談活動・訪問支援の実施、④地域における理解の促進を柱に整理し、地域におけるコーディネート機能の強化充実を図ることとしている。

それと並行して、各地域には保健所以外にも各圏域に配置された地域アドバイザーや、基幹相談支援センター等、「医・福連携」の結節点となりうる機関や制度が重層的に存在することから、それらの役割を(1)の研修会を通じて整理し、各地域において、それぞれの実情を踏まえた仕組みづくりを目指す。

(3) グループホームの積極的整備

県障害者自立支援協議会地域生活移行推進部会と連動しながら、平成27年度も、引き続き「グループホーム整備促進制度」によるグループホームの整備支援を進める。

「医療」と「地域・福祉」の連携強化による地域移行促進
及び県の取組の概念図

